

第2問	行政法	行政裁量	司法試験 H21-23
-----	-----	------	-------------

〔第2問〕

A市では、職員の非違行為の類型とそれに対して課されるべき懲戒処分の種別及び程度を規定した内部基準（地方公務員法第29条第1項第1号にいう条例、規則又は規程のいずれにも該当しないもの。以下「本件基準」という。）を定めているが、A市市長は、職員Xに対し、本件基準よりも厳しい懲戒処分（以下「本件処分」という。）を行った。そこで、Xは、本件処分の取消訴訟を提起した。この事例に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

（参照条文）地方公務員法

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 （略）

- ア. 最高裁判所の判例によれば、公務員に対する懲戒処分は、当該処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え、又は濫用したと認められる場合に違法となるものと解されている。
- イ. 行政規則の中には、いかなる場合にいかなる処分を行うかを行政法規が行政庁の判断にゆだねている場合において当該裁量権の行使の仕方を定めるもの（裁量基準）が存在するとされるが、本件基準はこれに該当する。
- ウ. 最高裁判所の判例によれば、行政機関が裁量基準を定めたにもかかわらず、その基準に違背する処分をした場合、当該処分は、裁量権の範囲を超え、又は濫用したのものとして、原則として違法となるものと解されている。
- エ. 裁判所は行政規則には拘束されないとの見解を採ると、本件処分が本件基準よりも厳しいものであるという事情は、本件処分の違法性に関する受訴裁判所の判断に影響することはない。

第2問	行政法	行政裁量	正解			
			ア1	イ1	ウ2	エ2

**ア正しい。**最判昭52. 12. 20。国家公務員である税関職員が懲戒免職処分を受けた事案において、判例は、懲戒権者が「裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とされないものというべきである」として裁判所が懲戒権者と同一の立場に立って懲戒処分をなすべきであったかどうか又はいかなる処分を選択すべきであったかについて判断し、その結果と行政庁の判断が一致しない場合に違法とする判断代置型審査の採用を否定している。

その理由として、判例は、「懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質…等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきか、を決定することができる…が、その判断は、右のような広範な事情を総合的に考慮してされるものである以上、平素から庁内の事情に通暁し、都下職員〔注：原文ママ〕の指揮監督の衝にあたる者の裁量に任せるのでなければ、とうてい適切な結果を期待することができない」ということを挙げている。

したがって、本記述は正しい。

なお、本問は、地方公務員が懲戒処分を受けた事案であるところ、地方公務員法も懲戒処分については、公正であるべきこと（地方公務員法27条1項）等を定めている。

**イ正しい。**裁量基準とは、行政庁に処分についての裁量権がある場合に、行政庁があらかじめ設定した裁量権の行使の仕方を定めた基準である。

本記述では、まず、地方公務員の懲戒処分につき、行政庁に裁量が認められるかが問題となる。

この点、公務員の懲戒処分について最判昭52. 12. 20は、懲戒事由が存在する場合においても、懲戒処分をするか否か、懲戒処分をする場合にいかなる懲戒処分を選択するかに関して、懲戒権者に裁量が認められる旨を判示している。次に、本件基準が裁量基準に当たるかが問題となるが、本件基準は、懲戒権者に裁量権の認められる公務員の懲戒処分について、職員の非違行為の類型とそれに対して科されるべき懲戒処分の種別及び程度を規定したものであって、裁量権の行使の仕方を定めているといえるから、裁量基準に当たる。

したがって、本記述は正しい。

**ウ誤り。**最大判昭53. 10. 4。法務大臣が行った、出入国管理令に基づく、在留期間の更新を不許可とする処分の違法性が争われた事案において、判例は、「行政庁がその裁量に任された事項について裁量権行使の準則を定めることがあっても、このような準則は、本来、行政庁の処分の妥当性を確保するためのものなのであるから、処分が右準則に違背して行われたとしても、原則として当不当の問題を生ずること

どまり、当然に違法となるものではない」としている。

したがって、本記述は、行政機関が裁量基準に違背する処分をした場合、原則として違法となるものと解されているとしている点で、誤っている。

**エ誤** リ。本件基準は裁量基準であり、裁量基準は裁量権行使の内部的基準であるので、行政規則の一種である。そして、行政規則は、一般に国民や裁判所を拘束しないと解されているが、そう解した場合であっても、合理的理由なく裁量基準を適用しないことは、平等原則等に反し、違法とされることがあり得る。

したがって、本記述は、本件処分が本件基準よりも厳しいものであるという事情が、本件処分の違法性に関する受訴裁判所の判断に影響することはないとしている点で、誤っている。

【MEMO】